



事務連絡
令和5年6月8日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
群馬支部長 殿

群馬労働局労働基準部長

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

日頃より、労働安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省は、労働災害を減少させるために取り組む事項を『第14次労働災害防止計画』（計画期間：令和5年4月～令和10年3月）として定め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる社会の実現を目指しております。

目指す社会の実現に向け労働者の安全と健康の確保は重要であり、とりわけ、産業医や保健師等と連携した中小企業等の労働者の産業保健活動の推進が不可欠です。

厚生労働省では、令和4年度より中小企業等の産業保健活動の支援を目的とした「団体経由産業保健活動推進助成金（以下、「本助成金」とします。）」（委託先：独立行政法人労働者健康安全機構）を新設し、事業主団体等を通じ中小企業等の産業保健活動を支援しております。

令和5年度の本助成金申請は、現在、第二次募集（受付期間：令和5年6月1日（木）から令和5年7月31日（月）まで）が開始されました。

貴団体におかれましては、別添のリーフレットをご確認いただき、貴団体傘下の中小企業の労働者の皆さまの心身の健康を保持増進し、企業活動の更なる発展を図るため、本助成金の活用をぜひ御検討くださいますようお願い申し上げます。

- 別添1 団体経由産業保健活動推進助成金のご案内（リーフレット）
- 別添2 助成対象となる事業主団体等の確認フロー図

【関連ページ】

令和5年度 労働安全衛生関係補助金・助成金について | 群馬労働局

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/joseikin.htm

団体経由産業保健活動推進助成金 | (独)労働者健康安全機構

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

傘下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために産業医等と契約した場合、その活動費用の**80%(上限100万円)**を助成※します。

※1団体につき年度ごとに1回限りです。

対象となる団体等

次のうちいずれかであること

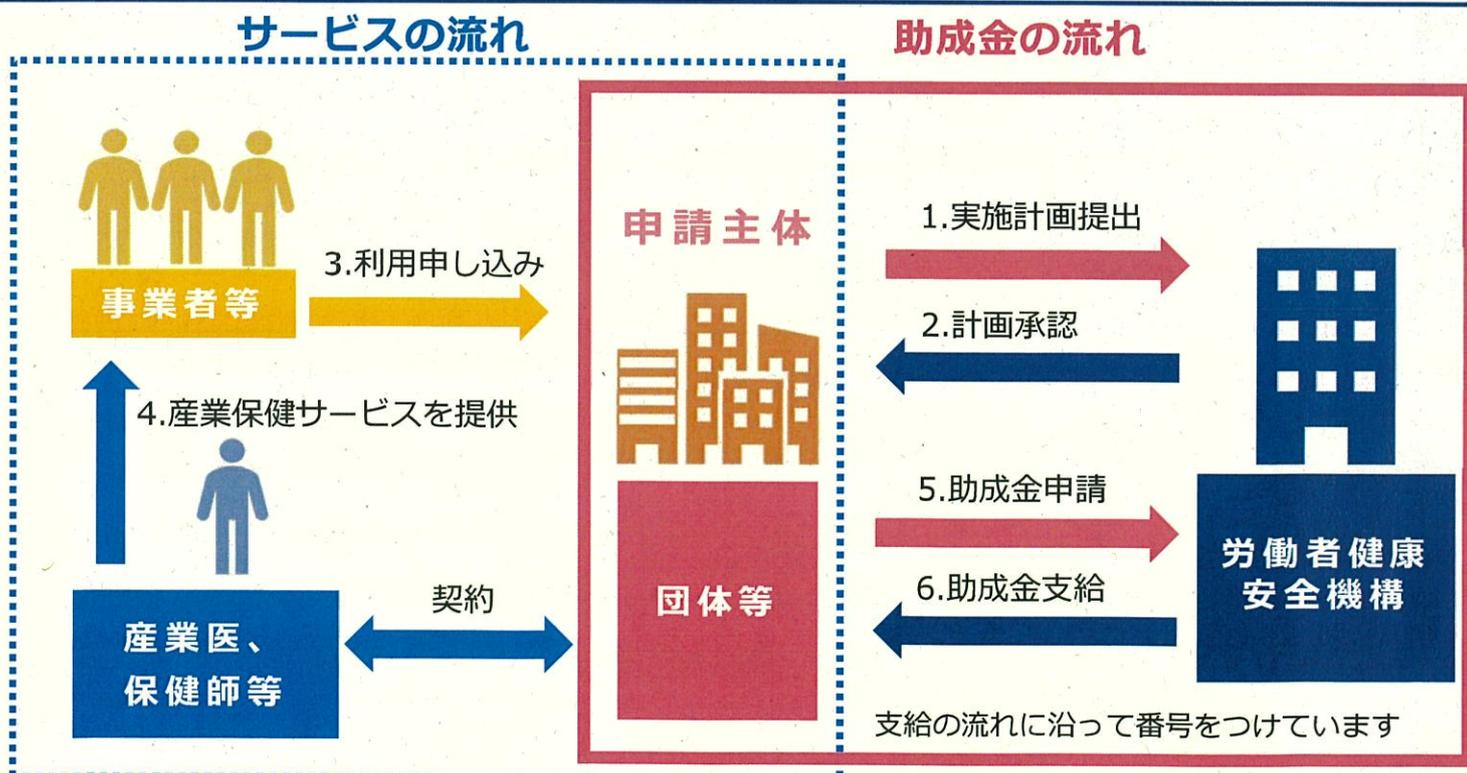
事業主団体等

事業主団体又は共同事業主であって、事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であること、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たす団体等

労災保険の特別加入団体

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第3号に掲げる者の団体または同条第5号に掲げる者の団体であって、一定の要件を満たす団体

助成の仕組み



対象となる産業保健サービス

- ① 医師、歯科医師による**健康診断結果の意見聴取**
- ② 医師、保健師による**保健指導**
- ③ 医師による**面接指導・意見聴取**
- ④ 医師、保健師、看護師等による**健康相談対応**
- ⑤ 医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による**治療と仕事の両立支援**
- ⑥ 医師、保健師、看護師等による**職場環境改善支援**
- ⑦ 医師、保健師、看護師等による**健康教育研修、事業者と管理者向けの産業保健に関する周知啓発**

※上記①～③については、労働安全衛生法に基づくものに限ります

※上記の医師、保健師については、産業医又は産業医の要件を備えた医師や、産業保健について知識・経験のある保健師であることが望ましいです

助成金支給の流れ

- ▶ 原則、先着順で受付します。
- ▶ 実施計画提出の期日前であっても、予算の上限に達する等の場合は、受付を停止します。

1. 実施計画提出	令和5年6月1日（木）～令和5年7月31日（月） 必着 ※7月31日以降であっても、予算の上限に達していないことが明らかになった場合は、受付を再開します。
2. 計画承認	1の受付後、原則30日以内
3. 助成対象	計画を承認された期間（最長で令和6年1月24日まで）において、提供されたサービスにかかる費用の80%
4. 助成金の支給申請	計画を承認された期間の最終日から起算し、30日後の日又は令和6年1月31日のうち、いずれか早い日まで 必着
5. 助成金の支給	令和6年3月31日まで

お問い合わせ

令和5年5月22日より、①郵送 ②Googleフォーム ③jGrants（電子申請システム）による申請が可能となりました。
詳細は、右下の二次元コード又はURLをご確認ください。

本助成金に関する詳細は、こちらをご確認ください。

ご相談、ご質問は、こちらのチャットボットが便利です。

チャットボットで解決しない場合は下記までお問い合わせください。

お問い合わせが重なりと繋がりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/default.aspx>

労働者健康安全機構勤労者医療・産業保健部産業保健業務指導課
電話番号：0570-783046

○助成対象となる事業主団体等の確認フロー図

※労災保険の特別加入団体は除く。

